

千葉県告示第29号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成30年1月15日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月15日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
小倉町95号線	若葉区小倉町138番1から 若葉区小倉町139番2まで	前	2.74 ～2.77	58.0	
		後	5.50 ～5.50	60.8	
小倉町96号線	若葉区小倉町134番1から 若葉区小倉町135番25まで	前	2.61 ～2.81	55.4	隅切り 編入
		後	5.50 ～5.50	52.5	
小倉町204号線	若葉区小倉町135番9から 若葉区小倉町135番8まで	前	5.50 ～5.72	4.7	隅切り 編入
		後	5.50 ～5.72	2.3	